

区間移転の取扱い変更について

事業所の区間移転につきましては、今まで「廃止、新規」の手続を行っていただきましたが、平成29年4月受理分より「変更」の手続にいたします。

従って、平成29年4月受理分から開始いたします、「事務手数料」の対象とはいたしませんのでよろしくお願いいたします。

なお、事業所区間移転の変更届は、区内移転と違い事業所番号が変わることと、介護支援専門員の限度額管理等のことより、変更日は1日付とし、変更届は変更日の前々月末日（末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに行ってください「持参。郵送不可」。

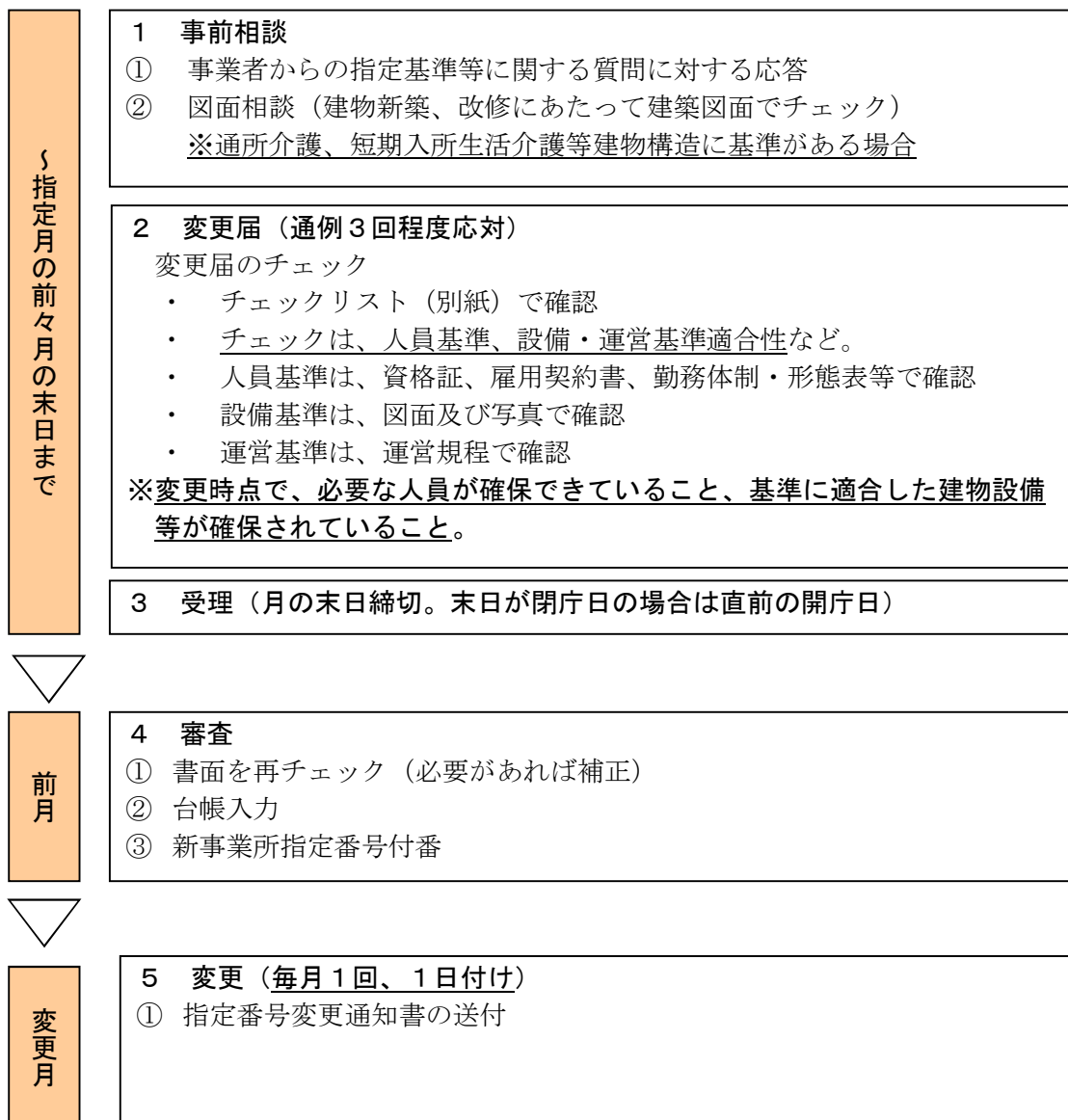
なお、変更のスケジュールは、下記のとおりです。

1 事業所区間移転の事務の流れ

(1) 図面相談

通所系サービス、宿泊系サービス、施設系サービスは、図面相談が必要ですので、必ず事前予約をいただいた上でお越しく下さい。

(2) スケジュール



<区間移転変更届受理後の留意事項>

変更届受理後、変更月まで約1か月ありますが、その間も変更届の審査期間です。

あくまでも変更予定であり、変更されるまでの間は利用予定者との移転先事業所としての“新しい介護保険事業所番号”としての契約はできませんので御注意ください。

また、広報等については以下のことに注意してください。

- ◎ 内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。
- ◎ 「居宅介護支援」については、他の居宅サービスや施設サービスと同一紙面に広告はできません。
- ◎ リーフレット等には、移転先の介護事業所として既に変更がなされているかのような表現はしないようにしてください。(例 良い例：9月1日移転予定、悪い例：9月1日移転) また、内覧会等を開催する場合についても同様です。
- ◎ 各家庭を訪問し、広報を行うにあたっては、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

なお、移転先の事業の開始は原則として指定日と同日としてください。